

文部科学省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

[illegible]

文部科学省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月19日開催第2回「放課後児童健全育成事業に関する対応方針」に関する説明会） ※提案提出年以降の対応方針に反映のあるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定等＞として掲載	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
		【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス、施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○放課後児童クラブは、利用者がおおむね40人以下の場合、放課後児童支援員等を2人配置することとされており、同時に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際に、人数の目安やプログラムの工夫等により、職員計2人で実施することができるのではないか。	現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、最低基準として策定したものであり、一律に廃止又は参酌基準化により緩和することは、慎重であるべきと考える。 その上で、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応について検討を行うことは可能である。	<平29> 6【文部科学省】 (4)児童福祉法（昭22法164） 「放課後子ども総合プラン」(平28文部科学省生涯学習政策局、文部科学省大臣官庁児童相談所企画部、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局)に基づく、放課後子供教室と一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた適用ができるよう、児童の数が20名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：厚生労働省） <平30> 6【文部科学省】 (2)児童福祉法（昭22 法164） 放課後児童健全育成事業（6条の3第2項及び子ども・子育て支援法（平24 法65）59 条5号）に従事する者及びその員数（34 条の8の2第2項）に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：厚生労働省）	法律改正	令和2年4月1日施行	平成30年3月27日に、自治体向けに「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に係る実態調査について」を策出し、登録児童数の変動や安全確保策について実態を調査。 「第9次地方分権一括法案」を平成31年3月8日に閣議決定し、198回通常国会に提出、令和元年5月31日成立、同年6月7日公布（令和元年法律第26号）。	施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
【筑前市】 国が法改正も含めた包括的な徴収制度を構築することにより、等しく給食費の徴収が可能になると考えるので、引き続き児童手当から学校給食費の強制徴収が可能になるよう検討されたい。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○まずは学校給食法第11条の改正により、学校給食費における保護者の負担義務を早急に明確化して頂きたい。 その上で、公債権としての位置づけの整理（施設利用料か負担金か）、滞納処分規定、学校給食費の免除規定、児童扶養手当からの特別徴収等、学校給食費に付随する諸問題の整理に着手すべきではないか。 ○学校給食費における保護者の負担義務が明確化されれば、学校給食は当然に公会計へと整備されるものであるため、自治体における公会計化が進んでいないことを理由に、公債権化の議論が停滞しないよう、自治体の公会計化に向けた方策も併せて検討すべきである。これらの検討について、今後の具体的なスケジュールを示して頂きたい。	学校給食費の滞納金を、児童手当から保護者の同意なしに徴収することができるようにするためには、前提として、学校給食法を改正し、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けた上で、児童手当法を改正して特別徴収の対象とする必要がある。 現在、全体の半数以上の自治体が私会計であり、かつ、追加共同提案の自治体の中には、「当市の給食費の取り扱いについては、公会計化は行っており、私会計の取り扱いであるため、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要」という意見もあることから、私会計の自治体も含めた自治体の意向調査を実施することとしており、その結果を踏まえ、必要な対応について検討してまいりたい。	<平29> 6【文部科学省】 (11)学校給食法（昭29法160） 学校給食費（11条2項）の徴収に係る地方公共団体の権限については、以下のとおりとする。 ・地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：内閣府） ・地方公共団体から私人への学校給食費の徴収又は収納の事務の委託については、地方公共団体が学校給食費を強制徴収できることに併せて、所要の措置を講ずる。 <令和> 5【文部科学省】 (7)学校給食法（昭29法160） (ⅱ)学校給食費（11条2項）の徴収に係る地方公共団体の権限については、以下のとおりとする。 ・学校給食費の徴収に係る公平性の確保及び教員等の負担軽減の観点から、令和元年に策定した「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」も活用しつつ、令和4年度からの公会計化を目指す。地方公共団体が円滑に公会計制度を採用できるよう必要な取組を推進する。 ・地方公共団体による学校給食費の強制徴収等については、公会計化の状況等も勘案し、中長期的に検討を行う。 （関係府省：内閣府）	検討中	未定	令和元年7月に策定・公表した「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」について、教育委員会関係者に各種会議や関係経路等で周知を図るとともに、全国市長会及び全国町村会の協力を得て市長及び首長部局への周知も図っているところ。 また、令和元年より「学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査」を定期的に実施するとともに、先行事例集やQ&Aを作成し、更なる促進を図っている。最新の令和3年度調査は令和4年12月に公表し、上記ガイドライン、先行事例集、Q&Aとともに事務連絡を発出し、公会計化等の更なる導入促進を図ったところ。	令和元年7月に公表した「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」の周知を図りつつ、今後も定期的に地方公共団体における公会計化の進捗状況について調査を行う。今後も動向を把握しつつ、既に公会計を導入している自治体の好事例を示すなど、未導入の自治体に対して導入を促し、学校給食費徴収の負担の軽減に向けた取組を促進していく。